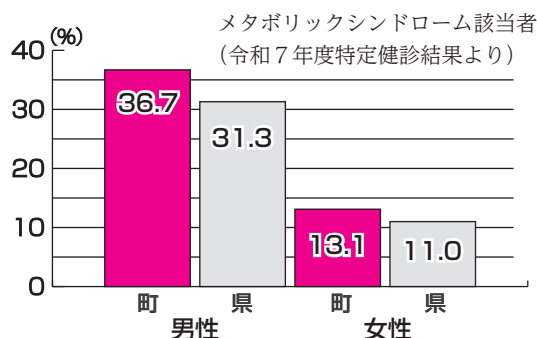


養老町国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人へ

メタボリックシンドローム該当者の状況をお知らせします

町のメタボリックシンドローム該当者の割合は下記グラフのとおりです。

養老町は県と比べて、男女ともにメタボリックシンドローム該当者の割合が高いことがわかります。



メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪の蓄積に加え、高血圧・高血糖・脂質異常などのリスクが重なっている状態です。放っておくと動脈硬化が急激に進み、心筋梗塞や脳卒中などの発病につながります。

**年に1回は特定健診を受診し、
自分の健康状態を確認しましょう。**

特定健診、お早めの受診を。

対象者：40歳から74歳までの養老町国民健康保険加入者(人間ドックの助成を受ける人は対象外となります)

実施場所：町内医療機関、町保健センター(12月14日(月)) ※町保健センターでは大腸がん検診も同時実施できます。詳しくは町保健センター(☎32-9025)へお問い合わせください。

受診期限：12月25日(金)まで ※予約の有無については、受診票に同封のチラシをご確認ください。

持ち物：・受診票(対象者にはオレンジ色の封筒で発送しています。紛失した場合も再交付が可能です)
・マイナ保険証または国民健康保険資格確認書

通院中の人へ情報提供のお願い

5月から実施している特定健診は、生活習慣病などで通院中の人でも対象です。特定健診の結果は、ご自身の健康管理だけでなく、疾病予防対策など、今後の町の保健事業の参考として活用しています。

町内のかかりつけ医療機関で治療中で、特定健診をまだ受けていない人は医療機関での検査結果の提供にご協力ください。

対象者：「特定健診をまだ受けていない」かつ「町内医療機関にて糖尿病・高血圧症・脂質異常症を治療中」の人

1. 対象者に10月上旬にお知らせの文書と情報提供用紙をお送りします。
2. 質問票および同意書欄にご記入のうえ、町内かかりつけ医に提出ください。
3. 検査結果は医療機関から町に提供されます。

※血液検査、尿検査で不足項目がある場合、追加検査または特定健診の受診を勧められる場合があります。

※すでに特定健診を受診済みの場合は、行き違いとなりますのでご了承ください。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104

国民年金保険料を期限までに納めましょう

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。納付期限までに保険料が納付されないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリ、ねんきんネットの5つがあり、払い忘れを防げる口座振替でのお支払いがおすすめです。いずれの方法でも手数料はかかりません。

納付が経済的に厳しいときは、納付免除・猶予される制度がありますので、ご利用ください。

留意点

- ・町役場の窓口では国民年金保険料を納付することはできません。
- ・すでに国民年金保険料を納付したり免除等申請を提出したりしていても、行き違いで納付勧奨が届く場合があります。

☎ 大垣年金事務所 ☎ 78-5166 住民環境課 ☎ 32-1104

岐阜地方法務局からのお知らせ

■不動産を相続したら必ず相続登記を！

相続によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。相続登記の義務化が開始された令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月末日までに登記をする必要があります。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。なお、不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月末日まで登録免許税が課されません。



◀ 詳しくはこちらをご覧ください

■住所・名前の変更登記が義務化されました！

令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されました。(令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象です)個人も法人も、変更の日から2年以内に登記をする必要があります。正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。なお、かんたん・無料の「スマート変更登記」の手続きを行えば、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。



不動産登記推進
イメージ
キャラクター
「トウキツネ」

▲ 詳しくはこちらをご覧ください

☎ 岐阜地方法務局大垣支局 ☎ 78-3347